

金融機関における貸倒引当金の会計処理

M1465309 佐々木 美子

研究の目的

金融機関の不良債権問題と、貸倒引当金の算定額と会計処理方法とは密接な繋がりがある。会計処理方法も、「企業会計原則」、「金融商品会計基準」、「金融検査マニュアル」等、様々な規定がある。本論文では、このような会計処理規定を理解した上で、実際に、地方銀行3行の具体的な動きを分析しながら、リスク管理を含めた自己査定が、金融機関の財務諸表に対して、どのような影響を与えているかという事を考察する事を目的とする。具体的には、予測できる不良債権に対して計上する貸倒引当金繰入額と、回収見込みの無い不良債権を直接償却する為の貸出金償却額とでは、対象銀行によって、どのような違いが有るのかという事を含めて分析した。不良債権処理に必要な損失が、経常収益額、貸出金等に、どのような影響を与えているか、又、その結果が貸倒引当金に、どのような影響を与えているのか、リスク管理は出来ていたのかという事も含めて分析した。

第一章 企業会計原則による処理方法

日本の「企業会計原則」は、「企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないまでも、全ての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準」として、財務報告制度の改善統一を図るために設定された。企業会計原則の構成は、一般原則、損益計算書原則、貸借対照表原則と大きく3つに分けられる。貸倒引当金は、貸借対照表原則の中で定義されている。

第二章 金融商品会計

金融商品会計とは、客観的な時価が把握でき、その価額により換金・決済できる有価証券やデリバティブなどの一定の金融商品の評価方法を、従来の「取得原価」から「時価」に変更するとともに、評価差額(取得原価と時価の差額)を損益計算書や貸借対照表に反映させる会計処理のことをいう。企業会計審議会は、1999年1月22日に「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表し、「資産の評価基準については『企業会計原則』に定めがあるが、金融商品に関しては、原則として本基準が優先して適用される。」と述べている。

第三章 金融検査マニュアルによる処理方法

資産の自己査定は、金融機関の自主的な判断に基づき行われるものであるが、各金融機関が各々の基準で実施すると、正確かつ客観的な資産内容を反映した財務諸表の作成が困難になる。このため、金融監督庁(現金融庁)は、自己査定の基準に関する基本的な考え方を示し、各金融機関の自己査定基準に適度の統一性を保たせるため、「金融検査マニュアル」を策定し公表した。

分類するまでの順序としては、信用格付→債務者区分→担保・保証状況→債権分類(非分類, II~IV)となっている。

第四章 対象地方銀行の概要と分析

本稿で比較対象とする3行は、横浜銀行、静岡銀行、広島銀行である。選択した理由としては、横浜銀行は地方銀行の中で、総預金額としての規模が一番大きい銀行であり、都市銀行に近い地方銀行と言える。静岡銀行は、財務内容が健全で日本の金融機関の中では極めて優秀であると海外の格付機関からも、評価されている銀行である。広島銀行は、広島の地元の金融機関であり、規模も静岡銀行と大差ないという面から選択した。地域経済の状況から受ける影響からの違いもあるが、静岡銀行と広島銀行の2行を横浜銀行と比較することにより、銀行の総預金額としての規模の大きさが銀行の安全性に繋がらないということを明確にした。

結 論

債権の分類により、正常に近い不良債権ほど、貸倒引当金の引当額は少なくなり、その反対に、回収の見込みの無い貸倒引当金でカバー出来ない不良債権については、貸出金償却額として、不良債権から直接償却される。

横浜銀行は、貸出金償却額が、年々増加しており、リスク管理が十分に出来ていない銀行であると考えた。しかし、実際に詳細に考察していくと、不良債権であるリスク管理債権も貸倒引当金額も減少傾向にあり、貸出金償却額が、そのまま不良債権の直接償却として計上されており、積極的に不良債権の償却を行っていると考えられる。

静岡銀行は、貸出金償却額も少なく、回収の見込みの無い不良債権は少ないと思われ、担保・保全率も、健全性も高いと考えられる。

広島銀行の場合は、2000年度に貸出金償却額が突出しており、不良債権を一気に償却したと思われる。2001年度から2002年度にかけて貸倒引当金は減少し、回収不能となる可能性の高い破綻先債権も減少している。担保・保証による保全率も上がり、健全になっていると考えられる。

貸倒引当金の金額は、不良債権の種類・償却方法等により増減する。貸倒引当金繰入額も、貸倒引当金の残高により変化する。不良債権の償却が少なく貸倒引当金の残高が減少しなければ、貸倒引当金繰入額も少なくなり、その反対に不良債権が多くなり、引当する金額が多くなれば貸倒引当金繰入額も多くなる。又、担保・保証で、どの程度保全されているかによって、その年度の状況により違ってくる。

貸倒引当金が不良債権額により変動し、その過程の中で、貸倒引当金繰入額や貸出金償却額等の損失が発生し、その損失が経常収益額に与える影響は多大であると言える。ただ、不良債権問題は貸出金が存在する限り継続していく問題なので、単年度だけで、財務の健全性の良し悪しを判断出来る問題では無いと考えられる。不良債権処理に関係する損失が少ない事は金融機関として望ましい事であるが、積極的に不良債権の償却をしている場合も、中長期的な展望からすれば、金融機関として評価できると考えられる。